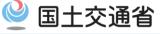
# 業務概要

# 【航空機検査官】



航空事故の減少と航空交通の利用促進を図るために、航空行政を取り巻く状況やニーズに対応して、 航行の安全を確保しつつ、航空分野が健全に発展し続けるよう多岐にわたる業務を担当しています。

## 1. 航空機の安全性確保に関する業務

航空機の安全性を確保するために、航空機の耐空性や環境適 合性の基準等を策定すると共に、航空機がこれらの基準に適合 しているかを確認するために、機体一機毎に耐空証明検査を実 施しています。この他、航空機の型式毎に設計・製造過程の基 準適合性を確認する型式証明検査等を通じて航空機の安全性 の確保に努めています。



耐空証明検査 書類チェック・地上試験 のあと飛行試験を実施



コックピットに搭乗して、 通常の運航では使用されない 機能等を検査



国内で製造され、輸出 される航空製品の安全 性について確認

## 2. 航空関連施設に関する業務

航空機の整備等を行う事業場は、国の認定を受けることで、本 来国が行う業務の一部を国に代わり実施することができます。そ の際、国内外の申請者に対し、設計・製造・整備等の能力・体制 に関する審査、認定及びその後の監督を行っています。このよう に、民間の能力を最大限に活用した、簡素で合理的な行政シス テムの推進に努めています。



大型機の重整備を 行う事業場

事前審查 · 事後監査

運航及び整備の方法や体制を具体的に定めた規程類の審査を通じて、必要な情報収集、技術的 分析、トラブル等の処置の判断が確実に実施できる能力を有しているかについて書類検査・実地検



エンジンのオーバーホール を行う事業場

## 3. 航空会社の指導・監督に関する業務

### 航空会社



格安航空会社(LCC)の参入





各部門にヒアリング



査を行うことで、航空会社が行う運航及び整備の安全性をチェック

飛行前の業務



飛行中の業務



飛行間の業務



訓練状況の確認

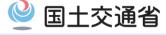


訓練記録等の

審査に合格した規程類に従って適切に業務が実施されているかについて、定期的及び随時に本社 や運航・整備の現場等に立入検査を行うなど、専門的かつ体系的な監査を高頻度で実施

## 業務概要

# 【航空機検査官】



## 4. 新型旅客機の開発支援と安全審査

### ①国産ジェット旅客機開発プロジェクト

平成19年10月、日本の企業による民間旅客機の開発計画がスタートしました。我が国では、YS11以来約半世紀ぶりとなる国産旅客機の開発になります。 "日の丸ジェット"の開発は、日本の航空業界の長年の夢であり、政府全体で支援するプロジェクトとなっています。国土交通省は、航空機の設計・製造過程について、安全面での検証(型式証明)という形で関わっていくことになります。

### ②型式証明とは?

型式証明とは、航空機の開発にあわせて、設計の図面 審査や試作航空機を使った地上試験・飛行試験、騒音測 定試験などを行うもので、申請を受けてから証明書を発 行するまで数年を要する大変な作業です。通常の運航を 想定した性能、機能確認のほか、乗客乗員の脱出試験、 酷寒・酷暑試験、エンジンを停止した緊急着陸試験など、 非日常的な試験も行います。

### 設計責任国の役割

### 1. 型式証明

設計責任国は、航空機の開発にあわせて、設計図面の審査や試作航空機を使った各種試験等を行い、航空機の型式ごとに安全性を証明する型式証明を交付します。

#### 2. 外国当局のMRJ運航許可

各国航空当局は、日本の型式証明を元にMRJの安全性を 信頼し、運航を許可します。よって、型式証明の付与は設計 責任国として非常に大きな責任が伴います。

#### 3. 十分なサポート体制の確立

就航後も、機材不具合に起因するトラブルの対策等、十分なサポートが製造国政府として重要な責務となります。





各種試験(試験方案の検査・試験の立ち会い等) (材料試験、静/疲労強度試験、各系統機能試験等)





飛行試験風景











構造及び部品・装備品の製造過程の検査

構造及ひ部品・装備品の製造過程の模型

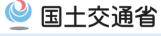


#### 地上·飛行試験

(騒音測定試験、性能評価試験、 信頼性評価試験、マニュアル類の評価)

## 業務概要

# 【航空機検査官】



## 5. 外国航空機の安全対策

近年、航空輸送の増大に伴い、我が国に乗り入れる外国航空会社の航空輸送量も右肩上がりに増加しています。国際運航を行う航空機については、国際条約により、当該航空機の登録国が運航の安全確保に関する責務や当該航空会社の安全監督責任を持つのが原則ですが、平成19年に発生した那覇空港における中華航空機炎上事故や関西国際空港におけるエアカナダ機の滑走路誤進入事案のように外国航空機による事故・トラブル等が我が国において発生し、我が国の国民が外国航空機の事故等に巻き込まれるケースが頻発しています。

そこで、外国航空機に対する安全監視を強化するため、 我が国に就航する外国航空機に対して、国際条約により 認められている外国航空会社に対する立ち入り検査(ランプインスペクション)を実施し、航空機の運航及び機 体の安全性の面から検査を行っています。検査の結果、 問題点が発見された場合には、その航空機の登録国の外 国政府に通知し、是正を求めることとしています。また、 外国航空機による事故・トラブルの情報、外国が行った ランプインスペクションの情報及び外国当局による安全 対策に係る情報等を幅広く収集、分析し、結果を次回以 降の検査に反映させることで、ランプインスペクション の強化を図っています。

このように、充実した外国航空機の検査体制を整備することで、我が国の航空機輸送のより一層の安全確保と 効率的な運航の実現を目指しています。



OH19.8.20 (那覇空港) 中華航空機が到着後に

### <u>爆発炎上</u>

〇H21.3.23(成田空港) フェデラルエクスプレス航空の 横転、炎上事故(乗員2名死亡)









問題点が発見された場合、運航国政府へ通知